

1～81の数の意味についての表現対比表

単位数	原告側 (甲6号証)		被告側 (甲11号証)	
	ページ	内容	ページ	内容
1	306	万事・万物の基数	42	万物の根源となる基本の数
3	307	智達明敏	44	多方面に能力を発揮する明るくて博学な人
4	307	独立の生力に乏しく 短命等の誘導	45	独立心に欠け 短命の暗示
5	307	精神暢達、身体健全	46	健康に恵まれ
6	308	萬宝家門に集まる	47	財運もありますので、家庭も安泰
7	308	頑剛権威	48	頑固な面
8	308	万難千辛を排して目的を貫徹 遭難の厄	49	初志を貫く強靱な精神力 事故にあいやすい暗示
9	308	幼時親に別れて 不如意、不具、遭難、貧苦災害等あり 若しくは刑罰に問はるる	50	子どもの頃親と別れたり 災害、犯罪、事故に巻き込まれる
10	309	妻子に別離 病弱	50	家族との別離 体が弱く
11	309	天賦の幸福 穩健着実次第に富貴繁栄	52	元来が強運 生活は地味ながら、金運に恵まれ子ども運もよく
12	309	家族縁薄く 孤独、遭難、逆境、病弱、困難あり	53	肉親との縁が薄く 孤独、遭難などの暗示があり
13	309	学芸才能に富み 富貴幸福を享受し得る	54	学問、芸術面に秀で 金運。仕事運ともによく
14	310	浮沈極まりなし	55	不安定で、凶運です。
15	310	福寿円満の相	56	福寿円満な運勢
16	310	重厚の雅量ありて克く衆望を荷い 衆克く之に服従し、大事大業を成就す	57	情に厚いので、人が集まります 多くの人を率いて大事業を成し遂げる
17	310	権威強情、自己の一存のみにて趣意を貫かんとす これを揺めて憤み深き時は幸慶大にいたる	58	頑固一徹 対応には柔軟性を持たせましょう
18	311	堅剛過頑にして非難、遭難を誘発する	59	強引な一面が反感を呼ぶ
19	311	特に配偶者と死別 事業中途挫折	60	家族との別離や離婚 あと一歩のところではバブルのように崩壊する
20	311	物の別れんとする象 男女配偶者を失い	61	ひとつのものが二つに割れる、別れるという暗示 夫婦が別居したり
21	312	独立権威の性を有し 独立独身の女性は名を成す	62	独立心旺盛 独身の人のなかには、仕事で大成して
22	312	志節半ばにして破綻、挫折 虚栄、傲奢を装うものある	63	途中でリタイアすることの多い運 みえっぱりで、はったりをかきせるのが得意
23	312	活気強大にして聊か進み過ぎる位にてにして 感情鋭く	64	性急なところがある 直情型。
24	313	物資四方より集まり 晩年愈々盛大繁栄	65	四方から財が集まる 経済的には一生苦勞しない
25	313	柔性を帯びたる剛情の質	66	表面外柔内剛型
26	313	天賦の英才 配偶者を失い 子女に先立たれ	67	博学多才 家庭運がはかない
27	314	自我心強く 中途挫折	68	自我が強く 孤立したあげく挫折

著作権侵害文書対比表

1～81の数の意味についての表現対比表

単位数	原告側 (甲6号証)		被告側 (甲11号証)	
	ページ	内容	ページ	内容
28	314	配偶者と生死別	69	長じては配偶者や子どもとの別離
		長じて子を失う		
29	314	智謀秀で	70	創造性に満ち、知的で
		女性は 順寡婦運		
30	314	浮沈極まりなく	71	浮き沈みの激しい
		投機的山師的境遇		
31	315	確実に地歩を固めて	72	着実に足もとを見つめ
32	315	濡れ手に粟の誘導	73	「タナからボタ餅」的幸運
		温良他の愛顧深き		
33	315	剛毅果断に富み	74	決断が早く自信家
34	316	一度び凶来るときは凶は大凶を生じ	75	運勢の波が凶にはいと大変です
		病衰		
35	316	温良和順の象	76	温厚な平和主義者
		文芸技術方面に発展奏効		
36	316	俠気に富み情義に厚く	77	義理人情に厚く
		失敗、淪落の大凶		
37	316	熱誠忠実事に當り	78	誠実で勤勉
	317			
38	317	大志大業の志なきに非ず	79	理想やビジョンだけは大きい
		頭領の才運を欠く		
39	317	権威、長寿、財帛豊かに	80	権力や財力を得て
		婦人は不縁、破縁、死別		
40	317	病弱、短命、孤独に陥る	81	病弱、短命、孤独の凶運
41	318	大志大業を為す実力	82	大事業を成し遂げる実力者
42	318	自我の念に乏しく	83	意思が弱くて世間知らずのお人よし
43	318	薄弱散漫	84	意志が弱く、みえっぱり
		散財運		
44	318	不具廃失 発狂、短命	85	発狂、不具、短命など
		大発明家等、往々に出づ		
45	318	順風に帆を挙げたる	86	順風満帆を絵に描いたような
46	319	困難、辛苦、廃類多し	87	艱難辛苦の絶えない
48	319	才能あり、有徳且つ堅剛	89	才覚のある人で 有徳謙譲の人
49	318	吉凶表裏一紙の間	90	運は吉凶両面
		大体凶禍に陥る		
50	319	一成一敗の象	91	一進一退運
51	320	一度は必ず盛運隆昌、名利ともに達する	92	名誉も財産も手にするチャンスが一度は訪れる
		浮沈衰運を生じ困苦失敗		
52	320	先見の明に依りて	93	先見の明もあり
54	320	大凶悪	94	大凶数
56	321	実行の勇気に乏しく	95	決断力が鈍り、実行につながりません

著作権侵害文書対比表

1～81の数の意味についての表現対比表

単位数	原告側 (甲6号証)		被告側 (甲11号証)	
	ページ	内容	ページ	内容
58	321	亡産の後に富栄を致す	96	奮闘努力の末に富と栄誉をて中にする
59	321	意気衰えて事を成就するの才能を有せず	97	覇気、知力に欠け、物事が成就しにくい
61	322	和順懇切を守らば	97	謙虚に誠実に勤めれば
63	322	富栄を子孫に伝うべき最吉慶運	98	子孫の代まで富を伝えるほどの吉運
64	322	一家離散し、若しくは病弱非命に至る	99	一家離散、病弱、失意などの
66	322	進退自由を失い 内外不和にして困難に堪えず	100	進退窮まります 家庭うまくいかず、会社では壁にぶち当たる
67	322	家運盛大、富栄来す	100	豊かな経済力、円満な家庭
68	323	智慮周密にして勤勉力行 発明工夫の才能を有し 克く衆信を得て	101	思慮深くて勤勉 発想力を生かして発明などに取り組む 信用と名声を手中に
69	323	不安動揺 逆境の象	101	焦りと不安 逆境が続く
70	323	空虚寂寞の感	102	寂しい晩年
72	323	外見吉にて内容に凶を生ず	102	吉凶のバランスがとれなくて人から見た自分と内面の 自分とのギャップ
73	323	吉凶相半	102	半吉数
76	324	一家離散 産を破り 悲運	104	家族と離別する 財産をなくす 悲痛運
77	324	災厄に罹り不幸を嘆ずるに至る	104	失敗に終わる暗示
79	324	精神定まらず 実行の精力を欠き	104	情緒不安定 無気力型
80	324	凶相	105	凶数
81	325 (P. 306)	最大の吉祥	105	すばらしい吉数

(別紙)

著作権侵害文書対比表 /

原告側著作物 (めいじん)

被告側著作物 (おんせい)

甲 号 P. 301 ~P.



号 P. 18(下) ~P. 19(上)

一という数は天地の始め萬有の基であつて、洋の東西、時の古今を論ぜず、月の世界でも、火星の社会でも、一は一であつて、一には始むる、收むる、集むる等の靈意が生じ、自ら獨立、單行、健全、發達、富貴、名譽、幸福等の暗示が生れて来る。

●単数一はすべての始まり
 一は万物の始まりです。宇宙に存在するすべてのものの根源です。
 活力旺盛な吉数で、まっすぐ天に向かって伸びる大木にたとえられます。しっかりと大地に根を張り、そびえ立つ陽木は、自立心、勇氣、進展といった意味を持ちます。一は、すべての始まりですが、後に続くものがあつてこそその存在なのです。

著作権侵害文書対比表 2

原告側著作物	被告側著作物
甲 6 号 P. 301 ~P.	 11号 P. 19(F)~P.
<p>二は一を二つ合せたもので、合せものは離れるというように、分離の兆、不具不完、不徹底等の勝算力が生じ。</p>	<p>●単数2は分離・別離を意味する 2は1を二つ合わせたものです。合わせたものは、いずれまた離れます。このことから、2の数は、分離・分裂の意味を表し、不安定、挫折といった運の浮き沈みを表す凶数となります。</p>

著作権侵害文書対比表 3

原告側著作物	被告側著作物
甲 6 号 <small>れ</small> P. 301 ~P.	 号 P. 20 (上) ~P.
<p>三は一の陽と二の陰と合して成形成定の數となり、權威と福徳を兼ね、才謀智慧の暗示、成功富貴の誘導力を有するのは自明の理である。</p>	<p>●単数3は明智と輝きを意味する 3は、奇数の1と偶数の2から成り立っており、陽と陰がバランスよく備わった吉数です。3は陰陽の氣を受けて、万物の成育の際に発せられるエネルギーといえるのです。</p>

著作権侵害文書対比表 4

原告側著作物

被告側著作物

甲 6 号¹² P.301 ~P.

 号¹⁷ P.20(下) ~P.

境、破滅の靈導力を發生し。
四は分裂不完の二を二つ合せた数だけに、破損、滅裂の意、亂雑致亡の象となり、變化、困難、逆

●単数4は分裂・不安定を意味する
4は、陰数の2が重なったものだから、分裂や不安定の意味が二倍になります。

著作権侵害文書対比表 5a /

原告側著作物 (神代文書)

被告側著作物 (神代文書)

甲 6 号 記 P.301 ~P.302



1 号 記 P.21(土) ~P.

五は一より九に至る基数の中心に位し、易の参天兩地たる二の陰と三の陽と相合して成立した數であるから、その靈意は自ら福壽、圓滿、豐厚、慈祥の誘導力となり、繁榮、有徳、榮譽、尊敬等の幸運をもたらすべき、暗示力を生ずるものである。

●単數5は活動力を意味する
 5は 1~9までの中心の位置にあります。
 2の陰と3の陽、あるいは1の陽と4の陰の組み合わせとなります。いずれも、陽と陰の調和を保ち、均等と安定を示します。

著作権侵害文書対比表 第92

原告側著作物

被告側著作物

甲 6 号 記 P. 355 ~P.

11 号 記 P. 21(上)~P.

(註) 良田に於ける土壤の如く、よく五穀を滋育して自ら樂しみ、人をも喜ばしめるといつた風格。外觀は頗る濃厚且つ雅量があつて、人を同化する力に秀でゝゐるから交り易く親しみ易い。概して上位の人にも愛護せられ、下位の人には慕ひ仰がれる有徳な性質であるが、内心は見かけによらぬ

また5は、陽光の恵みをふんだんに受けた肥沃な大地にたとえられます。豊かさ、温かさ、大らかさを持つ陽性の大地です。

著作権侵害文書対比表 6

原告側著作物

被告側著作物

甲 6 号 12 P. 307 ~P.

乙 11 号 12 P. 21(下) ~P.

茲に於て、六の数理は天徳あり地祿を有し、慶福甚だ豊かなる暗示を生ずるのも當然であるが、一面には滿つれば缺くるの意を藏し、稍下り坂を意味することも首肯し得るのである。殊に六の数は三と三との合数であつて、智徳秀抜の誘導力を生ずべき筈であるが、惜しむらくは、三、三共に陽であつて融合の和を缺き、又二と四との合数破壊の意味の深いばかりでなく、之また二、四兩陰和合の化がない。されば六及び十六数までは天徳の吉祥、旺盛であるが、二十六数は變怪波瀾の暗示を發生することも見易き道理である。

●単数6は力強さを意味する
 6という数は、5と同じく大地にたとえられます。
 2と4の組み合わせのため、陰の気を含みます。水分を適度に含んだ陰性の大地、ものを育成する力を持った土なのです。
 3を二つ重ねたものも、6です。3の太陽の熱を内蔵した、温かさを持つ土です。やわらかく耕され、ものを育み、ストックしておける土壌が6であるといえます。
 精力があり、努力の数なので活躍が期待でき、人々の信頼も厚そうです。
 心優しく、義理がたい、責任感のある吉数なのです。

正本

著作権侵害文書対比表

原告側著作物	被告側著作物
甲 6 号 頁 P. 302 ~ P. 303	211 号 P. 22(上) ~ P. 22(下)
<p>七は六の中心數を進むこと一位で、五の盛運に配するに二の破壊運を以てし、又三の成數、陰陽和合の變動に、四の破壊怪亂運を加へた數である。この吉凶旺衰兩極端の變動力は、互に相剋制し、相化して自ら獨立、權威、單行の誘導力を發し、天賦の精力、萬難突破の氣力を醸成し來るも當然であると共に一面物事調理の才能を有しながら、他面に頑剛不和の性能を誘發するのも免れがたい數理の歸結である。</p>	<p>● 単數 7 は一途さを表す 5 の吉數に、2 の分離が合わさつた數です。 3 の強數に 4 の陰數の組み合わせも、吉凶兩極端の運勢です。 研磨されていない金、鉱石にたとえられます。これからたたき上げられ、輝きを増していくのです。 困難に立ち向かう秘められた強さ、自分の信じた道に行く正義感、旺盛な行動力といった性質が見られます。開拓、克服、硬直というイメージです。 その反面、一徹さは、度を越すと融通性に欠けるといふマイナス面に変わります。成功の影には、寂しい家庭運があり、孤独な一生を送ることもなかりかねません。</p>

正木

著作権侵害文書対比表

原告側著作物	被告側著作物
甲 6 号 P. 303 ~P.	第 11 号 P. 22(T)~P.
<p>八は基本数の十数を逆に数うれば、正に三と同位置にある数である。即ち五の盛徳に三の智力渾然化育されて、鐵石の意志を作り、千辛萬苦突破の勇威を培ひ、進取邁往の氣力鋭く、頑剛不拔にして、而も忍耐克己の暗示力を生むこととなるのである。</p>	<p>●単数日は忍耐と強情を意味する 5と3が合わさったもので、豊かな大地の力がエネルギーを発して輝く数です。 研磨された金、貴金属や通貨にたとえられ、人の役に立つ数なのです。 聡明で忍耐力があり、持久戦にも強いでしよう。一度決心したことは、最後までやり遂げます。</p>

原告側著作物

被告側著作物

甲 6 号 P.303 ~P.

11 号 P.23(上) ~P.

九は基本数中の窮極数で、而も奇数の最後に當り、智力、才力、活動力を有するも、窮極は遂に窮極を脱する能はず、四邊圍境のもの、これに順應する機会を得ず、一步進まんとせば十の空虚数に突入し、一步退かんとせば八の頑剛運に容れられず、轉轉不遇孤獨窮迫、徒らに勞して何等得る處もなく、心身疲憊破家亡産の難に陥ることも自然の誘導力である。

●単数9はとらえどころのない数
 単数の最後の数です。ひとつ進めば、10という空虚さを表す数になります。そのため、運の下降や変化を表し、流れる大河や海水にたとえられます。

著作権侵害文書対比表 / 10

原告側著作物

被告側著作物

甲 6 号 4 P. 303 ~P.

乙 11 号 P. 23(7)~P.

十は十数の終り、陰の極であつて既に零空の位置にあり、一切の空莫を暗示し有無の境に彷徨し、死滅の巷に往來する數であつて、その暗示力が實在の生活を楽しむ人間に對し、最も忌むべく、悲しむべく、慄むべき誘導となつて、現れるのが當然であるが、同時に實現は空虚に胚胎し、死滅は胎生の始めとなるは、自然の順序であるから、十數空莫の數が、相重つて集まる場合には、突如として

●10以上の場合はこのように判断する
10という數は、単數に直すと1になりますが、0という、無の意味のほうが強く出ます。一瞬の命となる雨水、はかない露、霜などにたとえられます。

著作権侵害文書対比表

原告側著作物

被告側著作物

甲 6号 P. 342 ~ P. 343 ①
P. 21 ②

乙 11号 P. 36(下) ~ P.

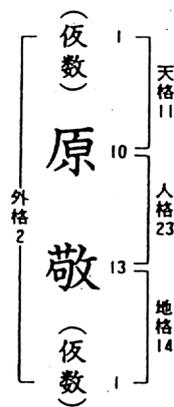
①

姓も一字、名も一字というものには、外格となるべきその対象がない。然し物内あれば必ず外あり、表あれば表あるのが當然で偶々それのないのは、無いのではなくして形に表われないだけのことである。故にかかる場合には、萬象の基本たる「一」を以て外格を假成する。即ち二字姓名のものは、上下合せて「二」が外格となり、一字姓の場合には上に一字を加へ、一字名の場合には下に一を加へて外格を作るのである。例へば星亨と云えば、星の九に一を加へた十数が天格で、人格即ち主運が星亨の合數十六となり、地格が亨の七に一を加へた八數であり、外格の副運が假成の二となる。

一字姓と一字名の剖象



一字姓、一字名の場合



23 総格

このパターンの姓名は、五格に分けることができないので、形を整えるため、上下に仮数1を加えます。

ただし、総格数に仮数は加えません。

また、このパターンは外格が必ず2で、弱い姓名となり、バランスもよくありません。